

インターンシップ実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人富士見町社会福祉協議会（以下「社協」という。）が学生に対して就業体験の機会を提供することにより、学生の就業意識の向上及び市町村社会福祉協議会・社会福祉に対する理解の促進を図り、もって開かれた地域福祉の推進のために行う学生の職場体験研修（以下「インターンシップ」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 インターンシップの対象は、学校教育法に基づく大学、短期大学、専修学校、高等学校等（以下「大学等」という。）に在学する学生で、会長が認めるものとする。

(インターンシップの種類)

第3条 社協が実施するインターンシップは次の2種類とする。

- (1) 体験型インターンシップ 社協の職場において各業務や事業・行事を通じた職場体験
- (2) 就労型インターンシップ 特定の事業所での就労をメインとして、体験的業務・行事を含む職場体験

(受入期間及び研修時間)

第4条 受入期間は、次のとおりとする。

- (1) 体験型インターンシップ 原則2週間を超えない範囲内で、必要であると認める期間で期間中3日以上研修
- (2) 就労型インターンシップ 2週間以上6か月を超えない範囲で期間中10日以上研修

2 研修時間は、原則として休憩時間を除き一日8時間、週40時間を超えない範囲とし、インターンシップの内容、研修実施機関又は学生の希望により開始及び終了時間を定める。

(事前準備)

第5条 事前にインターンシップを希望する大学等及び学生と社協が打ち合わせを行い、受け入れることのできる係、研修可能期間、その研修内容等の調整を行う。

(受入手続)

第6条 前条によりインターンシップを希望する学生は会長に対して、インターンシップ申込書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 社協は、前項の申込書の提出があったときは、インターンシップを行う学生（以下「研修生」という。）の受入れの可否を決定し、インターンシップ受入可否決定通知様式第2号）を学生及び大学に交付する。但し、大学への交付は必要により行う。

3 前項の規定により研修生の受入れを決定した場合、必要に応じ社協、大学等においてと受入れの内容等を定めた覚書を締結する。

(研修生の身分及び報酬・旅費)

第7条 社協は、研修生に対し、職員としての身分を付与しないものとする。

- (1) 体験型インターンシップ 報酬について原則、支給しない
- (2) 就労型インターンシップ 「富士見町社会福祉協議会協議会臨時職員就業規則」により支給する

2 社協は、インターンシップに係る申請時の居住地から研修滞在所までの交通費を原則支給する。但し支給はインターンシップ終了後とし、インターンシップ体験の実施がない場合は、支給しない。

（服務）

第8条 研修生は、研修に専念し、法令（関係法令、社協就業規則等を含む。）を遵守するとともに、社協の職員の指揮及び監督に従わなければならない。

2 研修生は、社協の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

3 研修生は、インターンシップに当たり、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。研修期間終了後も、また同様とする。

4 研修生は、疾病その他やむを得ない理由により研修を欠席する場合は、研修開始時刻前に 受入事業所に連絡しなければならない。

5 研修生は、前各項の規定を遵守するため、社協に対して誓約書（様式第3号）を事前に提出しなければならない。

（研修）

第9条 研修生は社協との協議により別に定めた、インターンシップ実施計画書に基づき、研修を行い、その都度、研修の成果及び取り組みの評価を行う。

2 社協は研修に要する費用を徴収しない。

（事故責任等）

第10条 大学等及び研修生は、研修中及びその往復中の事故に備えて、傷害保険及び損害賠償保険に加入し、研修中及びその往復中の事故については、自らの責任において対応しなければならない。

（研修の中止）

第11条 社協は、研修生が、第8条第1項から第3項までの規定に違反した場合及び社協業務に支障を来たと認められた場合には、直ちに研修を中止することができる。この場合において社協は、研修生及び大学等にその旨を通知するものとする。

（報告）

第12条 研修生は、インターンシップ終了後、速やかに、インターンシップ完了報告書（様式第4号）又は大学等において定められた、これに準ずる報告書を作成し、社協に提出しなければならない。

2 研修生は社協との協議により、必要により研修成果の発表・報告を行わなければならない。

（その他）

第13条 この要綱のほか、「信州でインターンシップ応援補助金交付要綱」等に基づくインターンシップ費用の助成に関わる事項については、その適応となるよう取り扱う。

2 この要綱に定めるもののほか、インターンシップの実施に関し必要な事項は、別に会長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

ふりがな		性別	生 年 月 日
氏 名		男・女	年 月 日
学校学科名・学年	学校名	学部学科名 (第 学年)	
現 住 所 (居住地)	〒 ー)		
研修時の宿泊	宿泊手配の依頼 有・無		
研修中の住所 ※宿泊手配の依頼 有の場合は記入不要	〒 ー		
連 絡 先	電 話 番 号		
	e-mail アドレス		
希望する研修	(1) 体験型インターンシップ (2) 就労型インターンシップ		
研修希望日	希望期間 月 日～ 月 日 の内 日間		
希望する研修内容 や要望			

※履歴書（指定なし）を添付ください

大学等に関する事項

担 当 部 署			
担当者役職・氏名			
担当者連絡先	電 話 番 号		
	e-mail アドレス		
	所 在 地	〒 ー	
大学教諭・指導者	<input type="checkbox"/> 担当者と同じ		

年 月 日

様

社会福祉法人富士見町社会福祉協議会

会長 印

インターンシップ受入可否決定通知書

先に申込みいただきましたインターンシップの受入れの可否につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 学 生 氏 名

2 受入れの可否

可 体験型インターシップ 就労型インターシップ

・期 間

・内容等

否 ・その理由

3 そ の 他

以上

様式第3号（第8条関係）

誓約書

社会福祉法人富士見町社会福祉協議会長 様

私は、貴会におけるインターンシップの実施に当たり、下記の事項を遵守することを誓います。

記

- 1 研修期間中は、研修に専念し、法令(関係法令、就業規則等を含む。)及びインターンシップ実施要綱に従い、かつ、貴職員の指揮及び監督に従います。
- 2 研修期間中は、貴会の信用を傷付け、又は不名誉となるような行為を行いません。
- 3 研修で知り得た秘密を、研修期間中のみならず、その終了後も第三者に漏らしません。
- 4 町民・利用者に不快感を与えないよう、服装や言葉遣いに十分配慮します。
- 5 体調不良等をやむを得ず研修を欠席する場合は、研修開始時刻前に担当者に連絡します。
- 6 インターンシップ終了後速やかにインターンシップ完了報告書（様式第4号）又は大学等において定められたこれに準ずる報告書を会長に提出します。
- 7 社協との協議により決定した、研修成果の発表・報告を行います。
- 8 就労型インターンシップにおいては、富士見町社会福祉協議会臨時職員就業規則に基づく事項に同意いたします。

年 月 日

学校名

氏名

印

様式第4号（第12条関係）

インターンシップ完了報告書

提出日： 年 月 日

学校・学部学科名		学年	
氏名			
研修期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
研修成果報告 (自由記述欄)			
A インターンシップの経験はどのようなものでしたか。 1 とても良い経験だった 2 良い経験だった 3 それほどでもなかった			
B インターンシップの期間は適切でしたか。 1 長い 2 ちょうど良い 3 短い			
C インターンシップに参加して、社協・地域福祉の仕事への関心は高まりましたか。 1 とても高まった 2 高まった 3 あまり変わらなかった			
D あなたは、将来、富士見町社協の職員として仕事をしてみたいと思いますか。 1 思う 2 思わない 3 わからない			
法人担当者コメント			

